

平成 2 5 年度第 2 回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会 会議録	
1 日 時	平成 2 6 年 2 月 2 8 日（金曜日） 1 1 時 0 0 分から 1 2 時 1 0 分まで
2 場 所	西多摩衛生組合 大会議室
3 出席者及び 欠席者	（審議会委員） 出席者：根岸会長、田中副会長、池田委員、斉藤委員、吉川委員、小林委員、村野委員、坂内委員 欠席者：古川委員、伊藤委員 事務局：田辺住民部長、臼井環境課長、町田清掃係長、佐藤清掃係主任
4 議 題	（ 1 ） 事業系一般廃棄物について （ 2 ） その他
5 傍 聴 人	なし
6 配布資料	次第 平成 2 5 年度第 2 回瑞穂町廃棄物減量等 推進審議会次第 （ A 4 1 枚） 資料 1 瑞穂町内の事業系一般廃棄物について （ A 4 2 枚） 資料 2 瑞穂町の可燃ごみ量と事業所数 （ A 4 2 枚） 参考資料 ・ 月別ごみ搬入量（前年度比較） ・ 西多摩衛生組合に搬入する廃棄物について

(議題 1) 事業系一般廃棄物について	
(会議内容)	
(根岸会長)	それでは、議題(1)「事業系一般廃棄物について」、事務局より説明を求めます。
(事務局)	まず、本日の事業系一般廃棄物抜打ち検査の結果を、正面のスクリーンの写真を見ながら報告させていただきます。 (写真を見ながら報告)
「資料 1」	つづきまして、資料の説明をさせていただきます。 それでは、資料 1 を説明させていただきます。 瑞穂町では事業所のごみであっても、80リットル以下、かつ12キログラム以下であれば、家庭のごみと同様に出していただけます。おおよそ大袋2個分になります。それ以上ごみが出てしまう場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する等、事業者自らの責任で処分していただくことになります。現在、瑞穂町が許可している一般廃棄物収集運搬業者数は45業者で、許可業者に収集運搬を依頼している事業所は169事業所です。収集運搬業者数は微減の傾向にあります。収集運搬業者の約6割から7割程度が西多摩衛生組合にごみを搬入しています。 搬入量が極端に多い場合や不適正なごみが繰り返し持ち込まれる場合等は、排出元の事業所へも調査や指導を行います。 最近の事例で、繊維状の長いものが持ち込まれ、

「資料 2」	その結果焼却炉が詰まり、炉が緊急停止してしま ったまたことがありました。抜打ち検査の際には 長さにも注意を払っています。 次に資料 2 を説明させていただきます。 1 の表は可燃ごみの収集量の表です。グラフを 見ていただくと、家庭系のごみが増えている年は 事業系のごみも増えていることが分かると思いま す。 2 の表は事業系ごみの月別搬入量です。グラフ を見ていただくと、20 年度から 24 年度実績を 違う色で記載させていただきましたが、1 年間を 通してごみが多い時期と少ない時期というのは概 ね一致しているように思えます。 3 の表は 4 月から 12 月の月別搬入量です。平 成 25 年度を比較するために月を絞らせていただ きました。過去 4 年間と比べて増えてしまってい ることがお分かりになると思います。 4 の表は事業所（工業）の数を示したものです。 西多摩衛生組合構成市町で青梅市の次に 2 番目に 多いことが分かります。 5 の表は事業所（商業）の数を示したものです。 やはり青梅市が多く、福生市、羽村市、瑞穂町と 続いているのが分かります。
「参考資料」	参考に配付させていただいた、「月別ごみ搬入量 （前年度比較）」ですが、合計の欄をご覧いただ くと、事業系ごみが前年度の同時期と比べて残念 ながら約 20 パーセント増えてしまっていることが 分かります。事業系ごみが増える要因については、 多岐に渡ることから特定することが困難ですが、 抜打ち検査の状況等を基に審議会委員の皆様と考 えていきたいと思っています。

(根岸会長)	事務局からの説明が終了しました。各委員のご意見やご質問をお受けいたします。
(吉川委員)	抜打ち検査で収集運搬業者に口頭指導した場合、収集運搬業者は排出元の事業所に指導された内容を伝えると思いますが、収集運搬業者が排出元事業者に指導等を行った内容を記録していますか。
(事務局)	記録はしていません。あまりにひどい状況の場合は、後日文書での指導を行います。
(吉川委員)	例えば、収集運搬業者から排出元事業者への指導記録のようなものを提出させ、違反等が繰り返し行われるような場合には、何か考えるようなことも必要であると思います。
(事務局)	次に、家庭系ごみについて、事業系ごみとは別に抜打ち検査を実施していますか。
(事務局)	家庭系ごみのみでは実施していません。本日のように事業系ごみの合間等で今後も行っていきたいと思います。
(吉川委員)	抜き打ち検査は、西多摩衛生組合構成市町全てが年4回実施しているのですか。また、条例等で定められていますか。
(事務局)	市町によって違います。また、条例での定めはありません。
(事務局補足説明)	補足ですが、抜打ち検査の実施については、町の長期総合計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画等で定められています。家庭系のごみについては、町の施策としてごみ減量や資源化を進めていますので、広報等で常に周知しています。 また、事業系ごみの増加要因として、明らかな要因であると思われるものがあります。 1つ目は、町内の大型商業施設の経営方針の変

(齊 藤 委 員)	更に伴うごみ処理方法の変更です。資源化されていた生ごみが西多摩衛生組合に持ち込まれ、焼却されるようになりました。 2 つ目は、町内の生ごみ堆肥化施設が停止してしまい、その分が西多摩衛生組合に持ち込まれていることです。 早朝から町の職員がごみの中に入り、抜き打ち検査を行っていることは大変すばらしいことだと思います。これからもよろしくお願いします。 提案ということではありませんが、何処のごみか分かるように番号制を導入したらいかがでしょうか。例えば、駅前の商店は 1 番から 3 番というように決めたらいかがでしょうか。 また、他市町村からのごみの越境を防ぐため、使用する袋に色をつけたらいかがでしょうか。 抜き打ち検査の報告の中で、まだ食べられるものが捨てられていました。どうしても食品関係はごみが多く出てしまうと思います。おかげで私たちが日々安全な食品をいただけているという事実もあります。改善策をいろいろな角度から考えていく必要があると思います。町内に食品関係の事業所はどれくらいあるのですか。
(坂 内 委 員)	ペットボトルは洗わないと資源にならないのですか。
(事 務 局)	資源化の際にリサイクルプラザからまとめて搬出するため、個々の資源物の純度が大切になります。
(齊 藤 委 員)	各家庭できちんと分別しているのに、一部の事業者がなぜ分別ができていないのかという疑問が生じます。
(池 田 委 員)	事業者は採算性を優先します。これは当然のこ

(根岸委員長)	とだと思えます。従業員の手間等を考えると、汚れたペットボトルを焼却することはルール違反ではないし、技術的にも可能なわけです。マナーの問題で、リサイクルしたら何かメリットがないと厳しいと思えます。 ペットボトルにラベルが付いていても大丈夫ですか。
(事務局)	引渡し先である再資源化事業者の技術により、瑞穂町の場合は大丈夫です。 汚れ具合の件ですが、住民の皆様のご協力のおかげで、瑞穂町のペットボトルや容器包装プラスチックは高い評価をいただいていることをご報告させていただきます。 再資源化事業者にとって、ペットボトルや容器包装プラスチックは資源です。質の高い資源からは質の高い繊維等が作れます。実際に瑞穂町のペットボトルは日本各地で様々な用途に再資源化されています。
(斉藤委員)	住民の協力があってのいい話ですので、PRした方がいいと思えます。 今後、この審議会の意見等をどのように行動に移していくのかをお願いします。
(事務局)	ごみの減量について、環境問題という大きな視点で考えても、ごみの排出抑制、資源化が根本にあると思えます。今回は事業系ごみということで、大きな話になっていますが、同時に家庭系ごみの細かい部分の取り組みも必要であると考えています。頂いたご意見等を基に、出来るところから検討していきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

(議 題 2) そ の 他	
(会 議 内 容)	
(根 岸 会 長)	それでは、「議題 (2) その他」ですが、事務局何かございますか。
(事 務 局)	次回の審議会は7月頃に予定しています。よろしくお願いいたします。本日は早朝からありがとうございました。